

資産運用業を取り巻く税制 に関する論点

September 2024

Strictly private and confidential



Contents

資産運用に関する税制上の検討事項	3
1 資産運用業に関する税制上の検討事項	4
運用会社と創業者に対する課税	7
1 運用会社に対する課税(法人税)	8
2 創業者(個人)に対する課税(所得税)	9
ファンド組成の課税上の問題	10
1 ファンド組成に関する税制上の検討事項	11
2 ファンドのさまざまな形態	12
3 直接投資とファンドを通じた投資	13
4 PE認定と独立代理人ルール	14
5 PE認定とPE帰属所得免税措置	15
資産運用業を取り巻く環境と税制措置	16
1 資産運用業をとりまく税制上の論点	17
2 資産運用業を取り巻く環境と税制措置	18

資産運用に関する税制上の検討事項

資産運用業に関する税制上の検討事項

資産運用にあたっての税制上のチェックポイント

- ✓ 資産運用者の形態と投資家との関係
- ✓ ファンド組成を行うか否か
 - ・ファンド形態は
- ✓ 投資家の属性
 - ・法人OR個人
 - ・海外投資家の存在
- ✓ 投資対象は何か
 - ・対象アセット
 - ・海外投資を行うか

資産運用業に関する税制上の検討事項(続き)

投資家への投資助言・投資一任

創業者への課税

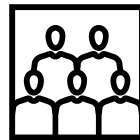
創業者



運用会社

運用会社への課税

投資家



資産運用

投資家への税務上の課題

- 投資所得の位置づけ
- 所得分類、税率、納税方法

検討ポイント

- アドバイスの内容
- 投資家との関係
⇒恒久的施設(PE)問題

運用会社への課税

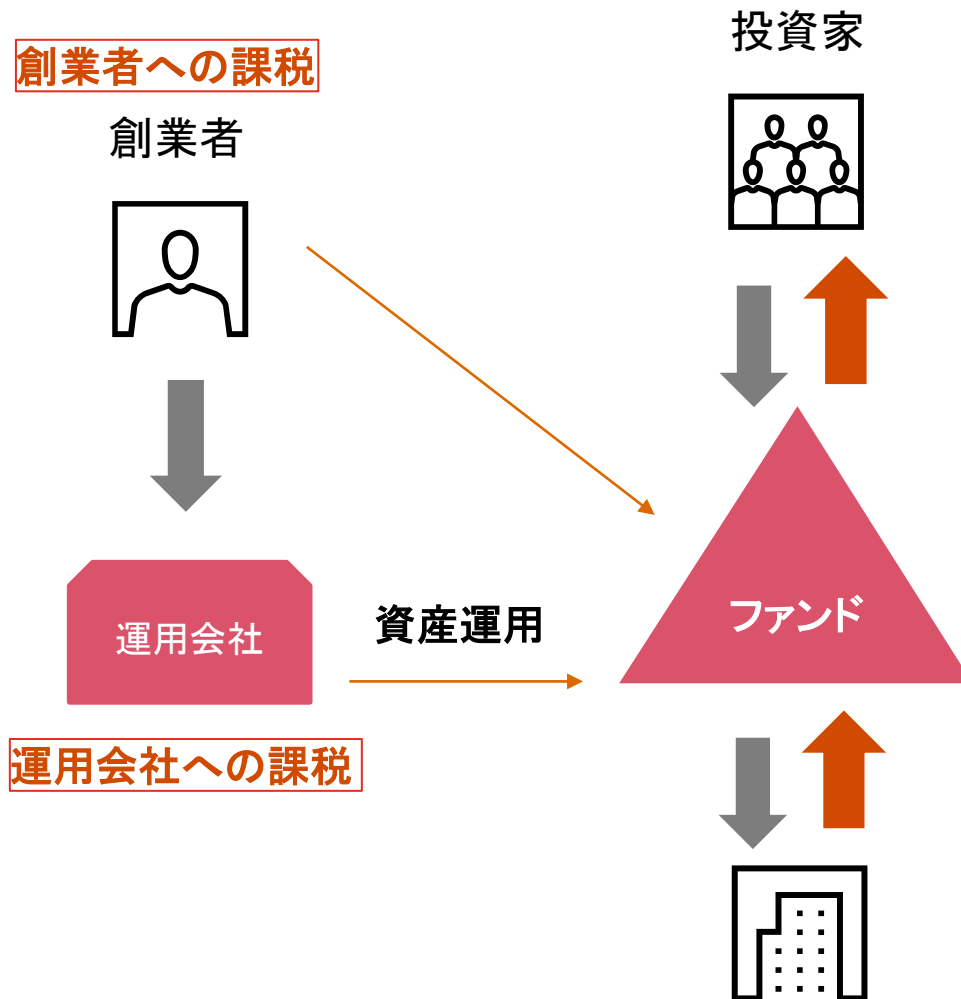
- 法人税
- 消費税

創業者への課税

- 所得税
- (消費税)

資産運用業に関する税制上の検討事項(続き)

ファンドを組成する場合



投資家への税務上の課題

- 投資所得の位置づけ
- 所得分類、税率、納税方法

⇒ファンドを通じることで変わるか？

さまざまなファンド形態

- ファンドに課税がされるか
- ファンドの分配金に源泉税が課されるか

運用会社と創業者に対する課税

運用会社に対する課税(法人税)

概要:

- 実効税率: 30.62~34.59% (東京都)
- 原則として、税務上の収益の額、費用等の額は、別段の定めがあるものを除き、一般に公正妥当と認められる会計処理(JGAAP)の基準に従って計算される。
- 一定の費用は損金不算入 — 株主への支払配当は損金不算入
- OECD承認アプローチ(「AOA」)を採用

損金不算入とされる主な項目

役員報酬損金不算入

役員に対して支給する給与が、定期同額給与、事前確定届出給与、業績連動給与のいずれかに該当しなければ、損金算入することができない。

交際費・寄付金

中小法人には特例あり

過大支払利子税制・ 過小資本税制

一定の支払利子を損金不算入とする

創業者(個人)に対する課税(所得税)

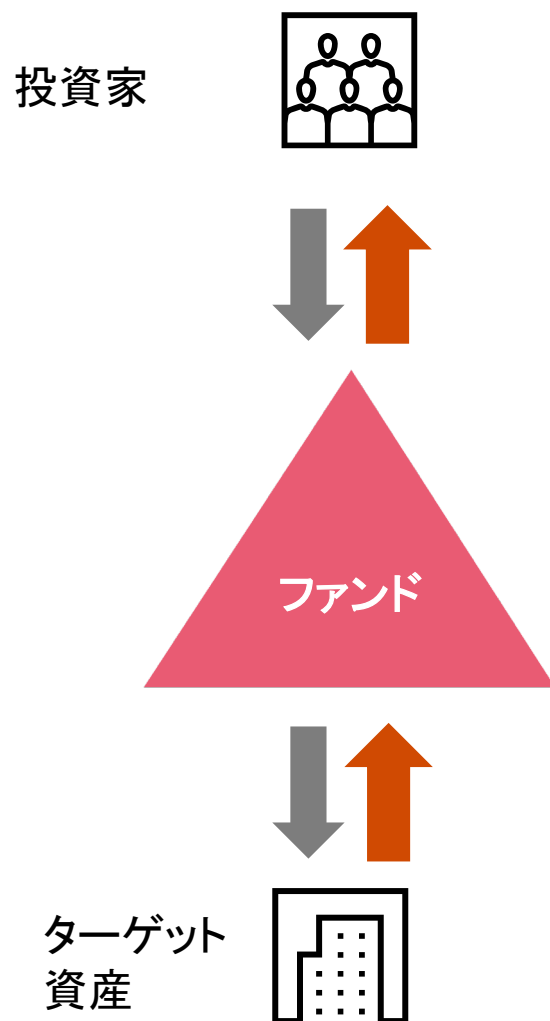
10の所得区分*

事業所得・給与所得など	<ul style="list-style-type: none">他の所得と総合した課税所得について(最高税率約56%までの)累進課税
配当所得	<ul style="list-style-type: none">上場株式約20%非上場株式:(最高税率約56%までの)累進課税
株式等の譲渡益課税	<ul style="list-style-type: none">約20%(所得税15%+住民税5%または所得税20%)

* 利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得、雑所得

ファンド組成の課税上の問題

ファンド組成に関する税制上の検討事項



投資家への税務上の課題

- 所得認識タイミング
- 所得区分
- 税額控除
- 租税条約

さまざまなファンド形態

- 分配時課税か発生時課税か
- Opaqueかパススルーか
- 適切なファンド選択

ファンドで認識される収益

- 投資対象国で課税がされるか
- 納税義務者は
- 課税方法は

ファンドのさまざまな形態

• 日本のファンド

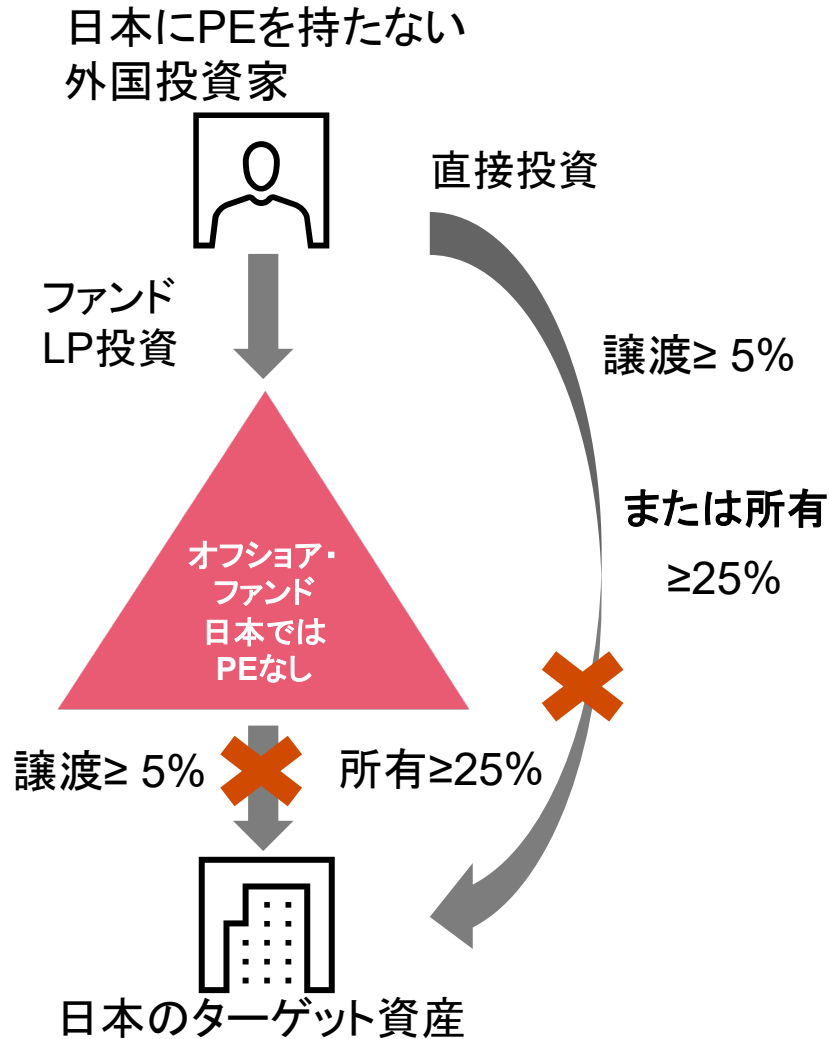
- 任意組合、投資事業有限責任組合 (IBLP)、有限責任事業組合 (LLP)
- 匿名組合
- 信託 - 投資信託等
- 法人 - 投資法人 (REIT)、特定目的会社 (TMK)

• 外国ファンド

- パートナーシップ
- 契約型ファンド (ユニット・トラスト、FCP)
- 会社型ファンド

日本の税務上の観点からの
外国ファンド分類は？

直接投資とファンドを通じた投資



特殊関連株主：
パートナーシップの
他パートナーを含む

法人の場合は譲渡益について25.59%
で課税される

(25/5 免除規定または租税条約による
適用の可能性あり)

PE認定と独立代理人ルール

アセットマネジメント業界に関連する恒久的施設(PE)

直接(支店)PE

- 国内にある支店、工場その他事業を行う一定の場所
- ファンドPE帰属所得免税規定
= 組合型ファンドの一定のLPについてはPE帰属所得を免税

代理人PE

- 本人に代わって一定の役割を行う者
- 外国法人が国内に置く自己のために契約を締結する権限のある者
その他これに準ずる者で政令で定める者
- 独立代理人ルール
 - 独立代理人 = (i) 独立性 (ii) 通常業務性がある場合
(ただし、専らまたは主として一または二以上の自己と特殊の関係にある者に代わって行動する者は除外)
 - DIMの認可をうけているアセットマネジャーについては、
運用形態により、金融庁から出されている独立代理人ガイダンスの適用可能性

PE認定とPE帰属所得免税措置

- 組合型ファンドが国内に恒久的施設(PE)を有すると、外国組合員についても日本にPEを有するとされる可能性。
- ファンドPE帰属所得免税措置

投資事業有限責任組合やそれに類する外国組合等については、一定の特例措置がある。

一定の要件(有限責任組合員であること、組合の業務を執行しないこと、組合財産に対する持分の割合が25%未満であること他)を満たす組合型ファンドの外国投資家(LP)については、届出等一定の手続きを経ることを条件に、組合PEに係る課税が免除される。

資産運用業をとりまく環境と税制措置

資産運用業をとりまく税制上の論点

昨今のトレンドと税制上の論点

- ファンドマネージャーの投資リターンや報酬制度
 - ✓ キャリー課税
 - ー キャリード・イントレストの税務上の取扱い
 - ✓ その他の報酬制度設計

- 会計基準との関係
 - ✓ VCファンドの出資持分にかかる会計上の取扱い
 - ✓ 税務上の任意組合等の取扱いー総額法・純額法・中間法

- Web3と資産運用
 - ✓ デジタル資産への投資
 - ✓ ファイナンス手法のデジタル化

資産運用業を取り巻く環境と税制措置

グローバル投資の留意点

- ・海外税制の動向把握
- ・国内投資家における取り扱い

OECD BEPSの動きとファンドへの影響

- ・利子損金算入制限 (Action4)
- ・条約濫用防止 (Action6)

我が国における税制措置

- ・条約改定
- ・グローバルミニマム課税の導入

Thank you

Contact

PwC税理士法人

鬼頭 朱実

公認会計士 税理士
E-mail: akemi.kitou@pwc.com

本プレゼンテーションは、PwC Tax Japanにより作成されたものであり、一般的な情報目的のためだけに作成されたものであり、専門的アドバイザーとのコンサルテーションの代わりとして使用すべきものではなく、PwC Tax Japanとの契約書に基づいて正式に契約され、クライアントの特定および独自の状況に適用される場合を除き、依頼されるものではありません。本プレゼンテーションでは、一般的な用語で一般的な税法、規則および慣行の下で、当社が最も適切と考える市場慣行および処理について述べています。本文書の問題に関して、日本またはその他の税務当局(税務当局)から要請または入手されたことはありません。税務当局による調査が、表明されたものと同じ回答をもたらすという保証はない。当社は、税法および規則が改正された場合、または当局により法律および規則の新しい解釈が進められた場合、本プレゼンテーションを更新または改訂する責任は負いません。

PwC Tax Japan、そのパートナー、従業員および代理人は、契約によるか不法行為によるかを問わず(過失または法定義務の侵害を含むが、これらに制約されない)、いかなる他方当事者に対しても注意義務または責任を負わず、また負わず、いかなる性質の損失、損害または費用に関しても、いかなる責任も負わないものとする。

© 2024 PwC Tax Japan. 無断転載を禁じます。PwCとは、日本国内のPwCネットワーク加盟企業及び/又はその特定子会社を指し、時にはPwCネットワークを指すことがある。そのような会社や子会社はそれぞれ別個の法人である。詳細についてはwww.pwc.com/structureをご覧ください。